

林業事業体(造林・素材生産)等との意見交換会意見要望等及び回答

番号	意見要望等	回答
1	<p>・民国連携について 高野山国有林を中心に周辺地域の民有林と提携して木材流通システムができないか。 「大師のお山」としてのブランド化ができないか。 中間土場の設置はどうか。</p>	<p>・近中局においても民国連携の取組を推進しており、民有林との共同施業団地を設定し、路網整備、生産・販売、造林・育林を一体的に取り組んで行く考えです。このうち、共同した販売方法としては「民有林と連携したシステム販売」があります。これは公募により国有林近隣の民有林所有者と協定し、樹種、期間、数量について連携した供給によるロットの拡大で、林産物の供給者側・需要者側双方にメリットのある流通を目指したもので、素材及び立木でも可能です。したがって、具体的な連携を図るためには、民有林関係者、地元市町村関係者と協議できる場を設ける必要があります。 先ずは、当該箇所を管轄する地元署(所)並びに関係市町村へご相談願います。 ・ブランド化についても、民有林と国有林、該当地域が連帯感を持って構築していく必要があります。最近の事例を調べ、どのような取組が行われたのか事例研究を関係者で深めることが重要と考えます。また、他の地域の同種の材と比較して特徴的な品質を備えていることが条件となると考えており、どういった特徴を打ち出すかがポイントになると考えています。 ・中間土場の設置については、需要先ごとの原木の仕訳、大型車両による製材工場とへの直送運搬などによるコストの低減を図る観点から、民有林と国有林が相互に利用できるものが設置できればと考えております。国有林内にふさわしい場所がある場合には整備を検討するとともに、無い場合には民有地における情報提供をお願いします。</p>
2	<p>・一般競争入札制度について 登録事業体制度・長期協定システムの導入はどうか。 山村地域への若年層の定住を促進するにはどうか。</p>	<p>・林業事業体の登録・評価については、「林業事業体に関する情報の登録・公表について(平成24年2月28日付け林野庁長官通知)」を踏まえ、各都道府県が登録制度を設け、林業事業体の登録情報の公表・情報共有により、森林所有者等が客観的でわかりやすい基準によって事業実行者を選択できるとともに、森林整備の品質確保、補助事業の適正な執行、雇用管理能力の高い林業事業体の育成を図ることを目的とされています。また、国有林野事業においては、各都道府県での進捗状況を見ながら、段階的に活用し、最終的には入札参加資格要件として活用していく予定です。 ・国の契約については、会計法の規定により原則一般競争入札とされているところであり、長期協定システムについては、平成19年3月31日をもって制度が廃止されています。 ・山村地域への若者の定住促進のためには、林業・木材産業を活性化させることによる雇用の創出が重要と考えています。 そのためには、本格的な利用期を迎え、充実してきた森林資源を循環利用することが重要であり、新たな木材需要の創出、施業集約化や路網整備等を推進し、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給が課題であると考えています。国有林では、民国連携した管理経営を目指す取組や、今後の事業量のおおよその推移(傾向)や発注見通しの早期の公表などにより、事業者の方々の雇用意欲を促進できるよう、努めていく考えです。</p>